## お知らせ

## ワシントン条約:取引停止勧告(ラオス及びバングラデシュ)について

令和5年11月27日 経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、令和5年 11 月 21 日付けでラオスの取引停止勧告及び令和 5 年 11 月 23 日付けでバングラデシュの取引停止勧告の通報が出されました。<u>当面の間、ラオスについては全てのワシントン条約対象貨物の商業目的による輸出入取引、バングラデシュについてはワシントン条約対象の鳥類に係る貨物の商業目的による輸出入取引を自粛していただくことになります</u>ので御注意ください。

なお、ラオスについては、既に Dendrobium nobile (ラン科: デンドロビウム類)の取引停止勧告(非商業目的を含む)が出されており、こちらの輸出入取引についても引き続き自粛になりますので御注意ください。

取引停止勧告は、ワシントン条約の下での決議や決定に基づき、締約国が条約履行のための国内 法が未整備であることやワシントン条約で義務付けられている報告が行われていないこと等、ワシント ン条約の常設委員会からワシントン条約を適切に履行していないと見做された特定の締約国に対し て輸出入の取引を停止する勧告が発出され、ワシントン条約事務局から通報が出されるものです。

<ラオスの取引停止勧告に係る通報>

https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-127.pdf <バングラデシュの取引停止勧告に係る通報>https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-129.pdf

なお、取引停止勧告の対象となっている締約国及び動植物種の一覧は以下をご参照ください。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/02\_exandim/06\_washington/d">https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/02\_exandim/06\_washington/d</a> ownload/231123 torihikiteishikankoku wayaku.pdf

ご不明な点がありましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

## 【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室 電話 03-3501-1723